

【 注射 】

634 フルオロウラシル【注射薬】（尿道癌等）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するフルオロウラシル【注射薬】（5-FU注等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 尿道癌
- (2) 腎盂癌

○ 取扱いを作成した根拠等

フルオロウラシル【注射薬】（5-FU注等）の添付文書の効能・効果[※]は以下のとおりであり、尿道癌、腎盂癌に対するフルオロウラシル【注射薬】（5-FU注等）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）添付文書の効能又は効果

- 下記疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解
胃癌、肝癌、結腸・直腸癌、乳癌、膵癌、子宮頸癌、子宮体癌、卵巣癌
ただし、下記の疾患については、他の抗悪性腫瘍剤又は放射線と併用することが必要である。
食道癌、肺癌、頭頸部腫瘍
- 以下の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法
頭頸部癌、食道癌、治癒切除不能な進行・再発の胃癌
- レボホリナート・フルオロウラシル持続静注併用療法
結腸・直腸癌、小腸癌、治癒切除不能な膵癌、治癒切除不能な進行・再発の胃癌